

津市小規模森林整備促進事業補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 3 1 日訓第 2 7 号

改正 令和 4 年 5 月 3 0 日訓第 5 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、森林所有者等が自ら行う小規模な森林整備を支援することにより、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「間伐」とは、人工林（スギ林及びヒノキ林に限る。以下同じ。）において、適正な密度管理を目的として行う不良木の伐採をいう。

2 この要綱において「植栽等」とは、人工林において、優良な育成単層林の造成を目的として行う植栽及び野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を目的として行う鳥獣害防止施設等の整備をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「小規模森林整備促進事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、本市の区域内における地域森林計画（森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画をいう。）の対象となる民有林において、1 施業地の面積（隣接する森林において同一年度内に間伐又は植栽等を行う場合にあっては、当該森林面積を加えた面積）が 5 ヘクタール未満の間伐又は植栽等を行う森林所有者等に対し、森林環境保全整備事業実施要領（平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け 1 3 林整第 8 8 5 号林野庁長官通知）第 5 の 3 の(2)の規定に基づき三重県が定める標準単価に当該面積を乗じて得た額（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、交付対象経費に 1 0 0 分の 7 0（伐採した不良木を市外の

木材業者等へ出荷する場合にあつては、100分の50)を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 位置図(縮尺2万分の1程度)
- (2) 施業図(縮尺5千分の1程度の森林計画図等に施業範囲を記したもの)
- (3) 出荷伝票(伐採した不良木を木材業者等へ出荷した場合に限る。)

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月30日訓第57号)

この訓は、令和4年6月1日から施行する。